

米国の沖合漁場の資源管理 その4

主任研究員 田口さつき

1 水産資源管理委員会が計画策定

米国では、排他的経済水域(EEZ)を連邦政府が管轄する^(注1)ため、商務省が沖合の水産資源管理をMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(以下「MSA法」)を根拠法として主管する。

ただ、具体的な水産資源管理の方法を議論する場合は、水産資源管理委員会(以下「資源委員会」)である。同委員会はEEZ内の海面を分割した8水域ごとに設置され、水産資源管理計画(Fishery Management Plan、以下「資源計画」)や採捕に関する規制を策定する役割を果たしている。

2 水産資源管理計画の義務規定

資源計画に関し、資源委員会には以下の義務規定の15項目がMSA法に定められている^(注2)。

①水産資源の保全管理措置を含むこと、②水産資源の採捕に関することの詳細を含むこと、③水産資源の現状と将来の状況、及び、最大持続生産量、最適生産量の評価と明確化をすること、④③で定められた最適生産量のうち、米国船が漁獲できる潜在能力と程度などの評価と明確化をすること、⑤漁業、遊漁、水産加工業などに関するデータを明確化すること、⑥一時的調整策を考慮し、認めること、⑦水産動植物の基本的生息環境^(注3)を記述、識別していること、⑧資源計画の効果的実施のために必要とされる科学的データの性質と範囲を明確化し、評価すること、⑨資源計画またはその改正について水産資源への影響に関する

る報告書を含むこと、⑩資源計画が適用される水産資源が過剰漁獲されていると判断するための客観的かつ測定可能な基準を明確化すること、⑪混獲についての報告のための方法論を確立すること、⑫再放流資源管理策のもとで遊漁者に採捕・再放流される水産動植物の種類、量、死亡率を評価すること、⑬水産資源を採捕する漁業、遊漁部門の詳細を含むこと、⑭漁獲制限あるいは資源回復の恩恵は、漁業、遊漁部門で公正公平に割り当てること、⑮資源計画のなかで年次漁獲量制限を明確化する仕組みを確立すること

3 義務規定の詳細

義務規定の具体的な内容は、以下のとおりである。

①の保全管理措置については、米国船及び外国船の採捕に適用され、過剰漁獲を防止し、過剰漁獲された魚種・魚群を回復するため、長期にわたる水産資源の健全性と安定性を守り、回復し、促進するために、必要で適切なものであることや、MSA法の根幹を成す国家基準やその他の法と整合がとれたものであることが求められている。

②の水産資源の採捕に関することの詳細とは、対象となる船の数、漁具の種類と量、関連する魚種とその生息域、想定される管理のための費用、水産資源から得られる実際の利益と潜在的な利益などである。

③の生産量の予測などについては、水産資源の状況の評価だけでなく、生産量の予測な

どの評価を行った際に利用された情報の要約を含む。

④の最適生産量については、最適生産量のうち、米国船が漁獲せず外国船が利用可能な部分と、米国の水産加工業者の潜在能力、米国船が漁獲したもののうち米国の水産加工業者が加工する程度も含まれる。

⑤のデータは、漁具の種類と量、魚種ごとの尾数又は量による漁獲状況、採捕が行われた場所、時、投網回数、経済情報、米国の水産加工業者の加工能力などである。

⑥の一時的調整は、安全操業に悪影響を及ぼす天候や海洋状況が起きて結果的に禁漁のような状態になった場合に、採捕を禁止されている船が出漁できるといった調整である。

⑦の基本的生息環境は、実行可能な程度で、採捕により生息環境がこうむる悪影響を最小化し、これらの生息環境の維持、改善にむけた他の行動を認定することも含む。

⑨の水産資源への影響に関する報告書は、具体的には、(a)資源計画やその改定で影響を受ける関係者及び水産資源に依存する共同体(fishing communities)、(b)他の資源委員会の管轄下にある、近隣水域で水産資源を採捕する関係者、(c)海上での人命の安全性に対して、保全管理措置がもたらす影響と可能な緩和策を評価、明確化、分析するものである。この影響には、保全、経済、社会への累積的な影

響を含む。

⑩の過剰漁獲については、資源委員会もしくは商務長官が過剰漁獲状態に近づいている、あるいは、過剰漁獲されていると判断した水産資源について、同資源の過剰漁獲を防止または終了させ、回復させる保全管理措置も含む。

⑪の混獲では、実行可能な程度で、優先順位に従った保全管理措置を含むことも求められている。優先順位とは、まず(a)混獲される水産動植物を最小とすることであり、次に、(b)混獲が不可避の場合、混獲される水産動植物の死亡率を最小とすることである。

⑫の遊漁者の採捕に関しては、採捕した水産動植物の死亡率を最小にする、再放流した場合の生存率を伸ばすことを確保する保全管理措置を含む。

⑬の水産資源を採捕する漁業、遊漁部門の詳細には、経済効果や管理対象となる水産資源の漁業、遊漁部門別の水揚量の推移が含まれる。

⑮は、説明責任を確保するための措置を含み、過剰漁獲が起こらないような水準で、規則または採捕に関する明細事項を実行する計画であることも求めている。

4 公聴会はあるか

資源委員会は、利害関係者に資源計画について意見を述べる機会を設けるため、公聴会を開催することとなっている。しかし、資源計画は細かな義務規定に従って作られるものであり、利害関係者の意見が採用される余地はそれほど多くはない。また、商務長官が資源計画を審査し、認可しない場合はその理由を付し、資源委員会に修正などの提案を行う。資源委員会が修正できない場合は、商務長官が資源計画を策定することになっている。

(たぐち さつき)

(注1)MSA法は、基線から3海里から200海里の水域(後に排他的経済水域(EEZ))を連邦政府の管轄と定め、この水域の水産資源を商務省が統制することとしている。基線から3海里までは、沿岸の州政府が管轄する。

(注2)13項目の任意規定もある。

(注3)基本的生息環境とは、水産動植物が産卵、繁殖、摂取、成長のために必要な水域と底質を意味する。